

## 抗菌製品向上専門委員会運営規定

事務局

### 1. 規定策定の目的

抗菌製品向上専門委員会（以下、向上専門委員会という）は、生活者の立場に立って活動するという本会の基本的スタンスに従い、多くの消費者、学識経験者、行政担当者から本会の事業や課題に対し意見を頂き、その意見を本会のルール策定や活動に反映するための恒常的組織として設置され、平成 11 年 6 月 8 日に第 1 回委員会を開催して以後、ほぼ毎年開催されており、2011 年に第 15 回委員会を開催している。

向上専門委員会は、その構成メンバー、機能、開催要領等の運営方法についてこれまで規定がなく、委員会設置時当初に作成された文書に準じて運営してきた。しかし、現状の運営方法が第 1 回委員会開催時点と比べ変更されている部分も見受けられ、見直しが必要となっている。向上専門委員会は本会にとって重要な会議体であることから、この委員会を一定の公開規定に基づき運営するため、ここに規定を作成する。

### 2. 向上専門委員会の目的

本会の規格・基準の内容、活動方針や具体的活動内容等を外部の有識者、消費者、行政関係者等に報告し、それに対する意見、又は助言等を本会運営に反映させ、本会の活動が上記の基本的スタンスよりずれないようにすることを目的とする。

### 3. 向上専門委員会の構成

向上専門委員会には、次の①～④からなる委員と事務局員の他、必要に応じて報告者、説明者が出席できる。

- ①抗菌製品、化学薬品、微生物、安全性、標準化、広報等本会活動に関連する科学、技術分野の学識経験者
- ②消費者団体代表者
- ③本会活動に関する行政関係者
- ④本会の幹事会メンバーの一部

委員会への報告者、説明者は、上記委員以外の本会の役員、各委員会代表者および一般会員とするが、必要があると判断された場合は常任理事会又は理事会の承認のもとに非会員企業・団体の社員・職員又は個人も参加できる。

### 4. 向上専門委員会委員の決定

抗菌製品向上専門委員会の委員は理事会で決定する。

### 5. 委員会の検討事項

- (1) 本会の事業内容に関する事項
- (2) 本会の活動計画と活動結果に関する事項
- (3) 本会内委員会の活動計画及び結果に関する事項
- (4) 本会が行政、外部団体等から受託した事業に関する事項

(5) 本会活動に関する国内外の規制、情報等に関する事項

6. 向上専門委員会の開催頻度

原則として1回/年度とするが、必要があれば常任理事会又は理事会の承認のもとに同一年度内で複数回、開催することができる。

7. 向上専門委員会の結果報告と本会への反映

向上専門委員会終了後、事務局は議事録を作成し、委員会委員（欠席者を含む）及び委員以外の出席者に配布するとともに、常任理事会又は理事会で報告する。

また向上専門委員会が出された意見、助言等を担当委員会や役員会に報告し、今後の活動に反映するよう留意する。反映させることができない場合には、その理由等について次回の向上専門委員会で報告する。

8. 向上専門委員会出席者への謝金及び交通費

公務員である委員と本会会員以外の出席者には、「本会が開催する特定の会議、委員会出席者の謝礼、交通費に関する内部規定」に従って謝金、交通費を支払う。

9. 向上専門委員会の事務局

向上専門委員会事務局の業務は本会事務局が兼務する。

制定：平成23年12月20日